

## ドローンの規制についてのお知らせ

小型無人機等飛行禁止法により指定されている  
**自衛隊施設／米軍施設その周辺地域**（周囲約300m）  
の上空における**ドローン**等の飛行は、  
**原則として禁止**されています。

これに違反した場合、次のような措置／罰則もあります。

- 警察官等による安全確保措置
- 最大懲役1年／罰金50万円

## Drone Regulation Notice

Drone flights are prohibited over and within approx. 300-meter radius of the designated **Self-Defense Forces /U.S. Forces facilities** under the Act on Prohibition of Flight of sUAS(Drones).

If a person illegally flies drones,  
**police officers, etc. may take necessary measures for security.**  
The person may be **punished by imprisonment of up to one year or a fine of up to 500,000 yen.**

周囲おおむね300mの  
地域の上空  
(イエロー・ゾーン)

自衛隊施設／米軍施設の  
敷地・区域の上空  
(レッド・ゾーン)



ドローン使用禁止  
NO DRONE ZONE

※ このほか、航空法上の無人航空機の飛行禁止空域においてドローン等を飛行させる場合、夜間にドローン等を飛行させる場合等には、別途、国土交通大臣の許可又は承認を得る必要があります。

対象防衛関係施設および飛行をさせたい場合の手続の詳細については、防衛省HPをご参照ください。  
<https://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/drone/index.html>



防衛省・警察庁・外務省・国土交通省

## 父島の対象区域

- 父島においては、下図の青線で囲まれ区域が対象となります。
- 青線で囲まれる区域（赤線で囲まれる区域を除く。）でドローン等を飛行させる場合は、土地所有者の許可の他、48時間前までに小笠原警察署、小笠原海上保安署（飛行空域に洋上を含む場合）及び父島基地分遣隊への通報が必要です。  
また、洋上は10日前までに父島基地分遣隊へ申請して同意を得る必要があります。
- 赤線で囲まれる区域でのドローン等の飛行はできません。



【問合せ先】  
海上自衛隊父島基地分遣隊  
☎04998-2-2027